

川口市住民監査請求陳述等取扱要領

(証拠の提出)

第1条 証拠の提出は郵送によることを妨げない。その期限は陳述の日とする。ただし、やむ得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(請求人の陳述)

第2条 陳述は、受理と決定した日以降、遅滞なく請求人に行わせるものとする。ただし、請求人が複数の場合は、請求人が決定した代表者に陳述を行わせるものとする。

(陳述の公開・非公開)

第3条 陳述の公開・非公開は監査委員の決定による。

(傍聴の手續)

第4条 傍聴人の定員は、5名とし、会議の開催予定時刻10分前までに会場前に集合する。ただし、定員を超えた場合は抽選で決定する。

2 傍聴人は、氏名を所定の用紙に記入し、職員の指示に従って会場に入室する。

(傍聴の禁止)

第5条 次の事項に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 他人に危害・迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當と認められる物品を携帯している者
- (4) はちまき、ゼッケン、たすき、腕章などを着用又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げる恐れのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、監査委員の指示に従い、静肅を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 喫煙、飲酒飲食をしないこと。
- (5) 許可なく録音をしないこと。
- (6) 撮影をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定すること。

- (8) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 監査委員は、傍聴人が次の事項に該当するときは、退場を命ずることがで

きる。

(1) 監査委員が、第 3 条により陳述を非公開としたとき。

(2) 第 5 条、第 6 条の規定に違反したとき。

(その他)

第 8 条 この取扱要領に定めのない事項については、監査委員の合議により決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 5 月 2 6 日から施行する。